

改正後	改正前
<p>第十二条の二の二 地方自治法第百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。</p>	<p>第十二条の二の二 地方自治法第百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項に規定する電子署名とする。</p>
<p>第十二条の二の三 地方自治法第百三十八条の二第二項の総務省令で定める電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条から第十二条の二の九までにおいて同じ。）は、議会等（同法第百五条の二に規定する議会等をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機（同法第百三十八条の二第二項に規定する電子計算機をいう。以下この条から第十二条の二の六までにおいて同じ。）と、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第十二条の二の四 地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、当該議会等の定めるところにより、当該議会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第十二条の二の六において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第二項第二号イからハまでに掲げる電子証明書（議会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議会等の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第十二条の二の五 地方自治法第百三十八条の二第二項の総務省令で定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第十二条の二の六 議会等は、地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第十二条の二の七 地方自治法第百三十八条の二第二項ただし書に規定する総務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。</p> <p>一 第十二条の二の五の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力</p>	<p>〔新設〕</p>

二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議会等の定めるところによる届出

第十二条の二の八 地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により国会に対して同法第九十九条の規定による通知を行う議会は、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により当該通知を行つた議会を確認するための措置を講じなければならない。

第十二条の二の九 第十二条の二の三から前条までに定めるもののほか、地方自治法第百三十八条の二第二項又は第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行う場合に必要な事項は、議会等が定める。

第十二条の二の十 [略]

第十二条の二の十一 [略]

第十二条の二の十二 [略]

〔2 略〕

3 前二項の規定は、地方自治法第百四十三条の二第一項の規定による普通地方公共団体の長の指定について準用する。

第十二条の二の十三 [略]

〔2 略〕

3 前二項の指定納付受託者は、それぞれこれらの規定に規定する委託を受けた歳入等に係る第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる事項が記載された書面又は当該事項が記録された電磁的記録を保存するものとする。

第十二条の二の十四 [略]

2 地方自治法第百四十三条の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第一項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日とする。

第十二条の二の十五 [略]

2 前項の規定は、地方自治法第百四十三条の二第三項の規定により指定公金事務取扱者(同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)がその名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときについて準用する。

第十二条の二の十六 [略]

二 [略]

一 [略]

イ 第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる事項

〔ロ 略〕

第十二条の二の十七 [略]

2 前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第百四十三条の二の二第二項の報告を求めるときについて準用する。

第十二条の二の十八 [略]

2 前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第百四十三条の二の三第一項の規定

〔新設〕

第十二条の二の三 [同上]

第十二条の二の四 [同上]

第十二条の二の五 [同上]

〔2 同上〕

〔新設〕

第十二条の二の六 [同上]

〔2 同上〕

3 前二項の指定納付受託者は、それぞれこれらの規定に規定する委託を受けた歳入等に係る第十二条の二の四第二項第一号に掲げる事項が記載された書面又は当該事項が記録された電磁的記録を保存するものとする。

第十二条の二の七 [同上]

〔新設〕

第十二条の二の八 [同上]

〔新設〕

第十二条の二の九 [同上]

一 [同上]

二 [同上]

イ 第十二条の二の四第二項第一号に掲げる事項

〔ロ 同上〕

第十二条の二の十 [同上]

〔新設〕

第十二条の二の十一 [同上]

〔新設〕